

(別記)

補助金交付の対象となる経費（情報NW開発事業）

科目	支出範囲	留意事項
謝金等		
委員手当	専門家委員が委員会に出席したとき支給する手当	×業界側委員への支出は補助対象外 ○同日に複数の委員会（本委員会、ワーキング委員会）を開催した場合は1回の支給とする。
専門家謝金	外部専門家の意見を聴取するために委員会に招聘する場合等に支給する謝金	○1人あたり1回の支給まで補助対象
講師謝金	専門家委員、外部専門家が成果普及講習会（中間報告会）の講師を行ったときに支給する謝金	×業界側委員、組合等事務局、委託先及び委員会に参画していない者が講師となった場合の謝金支出は補助対象外
旅費	※詳細は、巻末「中小企業組合等課題対応支援事業の旅費支給に関する内規」（115頁）参照	×レンタカー代、ガソリン代は補助対象外
委員旅費	委員が委員会に出席するための旅費	
専門家旅費	外部専門家が委員会に出席するための旅費	
講師旅費	委員、外部専門家が成果普及講習会（中間報告会）の講師として出席するための旅費	×委託先が講師となった場合の支出は補助対象外 *組合等事務局が成果普及講習会等で説明を行った際の旅費は「職員等旅費」に該当
職員等旅費	組合等事務局が委員会運営や成果普及講習会（中間報告会）開催を行うための旅費	*事務局が委員を兼務する場合の委員会運営のための旅費は「委員旅費」に該当
会議費	委員会の飲料代	○茶代は単価にかかわらず、委員会1回につき1人1種類が補助対象 ×食事及び菓子の購入・消費に係る経費は補助対象外
会場借料	委員会、成果普及講習会（中間報告会）等の会場借上料	×自前の会議室を使用した場合、又は貸会議室であっても借室料の基準が料金表等により明確にされていない場合は補助対象外

資料費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会、成果普及講習会等に配布する資料等のコピー代 ・本事業の実施に必要な資料の購入費 	
印刷費	アンケート調査票や成果報告書等を印刷会社で作成するための経費	
原稿料	<ul style="list-style-type: none"> ・委員及び組合等事務局が報告書の原稿執筆作成に対する謝金 ・翻訳料 	×委託先が執筆した原稿は補助対象外
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会・成果普及講習会等の開催通知、書面調査票の送料 ・成果普及講習会において使用する教材等を開催会場に運搬する経費 	○書面調査等の返送用の費用は、受領分のみ補助対象
委託費	委員や組合等では対応できない専門業務を外部専門業者・機関等に委託するための経費	<p>○基本計画策定に係る調査・集計・業務分析業務、システム開発業務などが該当。</p> <p>×ハードウェア機器の購入・リース・レンタル、開発システム・機器等の保守、操作指導、ドメイン取得、クラウドサービスの利用料等（テスト段階（事業実施期間中）に発生する費用は補助対象とする）の運用のための経費は補助対象外</p>